

報道関係各位

令和4年4月5日
独立行政法人日本スポーツ振興センター
スポーツ振興事業部

第1292回スポーツ振興くじの取扱いについて (4月5日20時15分時点)

第1292回スポーツ振興くじについては、Jリーグにおいて以下の指定試合(J2リーグ戦第8節)の取扱いの変更が決定されました。

【取扱いの変更が決定された指定試合】

「モンテディオ山形 vs ファジアーノ岡山」

変更後) 再試合

変更前) 山形 0 - 1 岡山

(※詳細は本日付けのJリーグ「NEWS RELEASE」をご確認ください。)

つきましては、この決定を踏まえまして、スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則第5条第1項及びスポーツくじ約款第11条第4項に基づき、当該指定試合は開催されなかったものとみなし、第1292回「toto」、「mini toto B組」、「BIG」、「100円BIG」、「BIG1000」、「mini BIG」の当該指定試合に投票された「1」「0」「2」、「MEGA BIG」の当該指定試合に投票された「1」「2」「3」「4」は、いずれも合致したものとなります。

なお、Jリーグによる当該指定試合の取扱い変更の決定を受けた第1292回スポーツ振興くじのくじ結果につきましては、4月6日(水)に発表予定で、払戻開始日は、4月7日(木)を予定しております。

※お客様がお買い上げになったスポーツくじチケットにつきましては、当せん金払戻時等に必要となりますので、くじ結果の確定まで、必ず保存していただけますようお願いいたします。

■「モンテディオ山形 vs ファジアーノ岡山」のくじの取扱い

くじ種	くじ結果	
	変更後	変更前
「toto」、「mini toto B組」、 「BIG」、「100円BIG」、 「BIG1000」、「mini BIG」	1、0、2	2
「MEGA BIG」	1、2、3、4	1
「mini toto A組」、 「totoGOAL3」	該当なし	

【参考】

○スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則(抄)

(試合の結果等の確定及び通知)

第5条 法第23条に規定する機構(以下、単に「機構」という。)が法第12条の規定により指定試合の結果等を確定しようとする場合において、その指定試合等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定試合等は開催されなかったものとみなす。

- 1 第3条第1項の期日又は期間に指定試合等が開始されなかったとき。
- 2 第3条第1項の期日又は期間に開始された指定試合が開始された日の翌日までに終了しなかったとき。
- 3 第3条第1項の期日又は期間の最終日から3日以内に指定試合の結果等の確定を行うことができなかったとき。

○スポーツくじ約款(抄)

(各等の種類)

第11条

4 指定試合等の開催が、最低成立試合数を満たし、スポーツくじチケットが発売された場合の、スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則第5条第1項及び第3項ただし書並びに第5条の2第2項の規定により開催されなかったものとみなされた指定試合等に係る投票内容は、すべて合致したものと取り扱います。